

令和2年宇治田原町議会運営委員会

令和2年8月31日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和2年第3回（9月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦決算特別委員会の設置及び日程について
- ⑧特別委員会の日程について
- ⑨提出議案について
- ⑩議事日程（第1号）について
- ⑪陳情等について
- ⑫行政諸報告について
- ⑬その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	8番	松本健治	委員
副委員長	3番	今西久美子	委員
	1番	山内実貴子	委員
	6番	原田周一	委員
	9番	谷口重和	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求める

ものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務担当理事	奥谷明君
企画財政課長	村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） それでは、皆さん、おはようございます。

新庁舎開庁から早くも1か月が過ぎたということでございます。職員の皆さんにおかれましては、日常業務をこなしながら、引っ越し段階から大変なご苦勞をいただきました。開庁後、今日まで大きな問題もなくスタートされているようでございますので、感謝申し上げたいというふうに思います。

今日では、ウィズコロナ社会言われておりますけれども、私のメモでございますが、初めてコロナのことが記しているのが1月29日でございます。新型コロナウイルス感染症が中国で発生し、日本にも観光客から感染しつつあると。1月30日には世界で7,800人の感染者、死者が170人、18か国に広がり、日本でも8人の方が亡くなっていると、こういうふうにメモをしております。その辺から始まりまして、半年をもう既に過ぎているわけでございます。全く先が見えない感染拡大となり、今日では、日本経済、文化、伝統行事、国民の生活様式が一変をせざるを得ない状況になっております。

そんな最中に、先週末には、ご承知のとおり8月28日に安倍首相が辞任を表明をされました。大変な驚きでありましたけれども、持病の潰瘍性大腸炎と言うんですか、再発されたということでございます。ここはご養生され、早く回復されるよう祈るところでございます。

一方では、日本のリーダーの辞任でございますので、早期にこの難局での舵取り役を、後継者選び、できるだけ早く国政を軌道に乗せていただきたいというふうに切に思うわけでございます。

それでは、本日の委員会でございます。新庁舎での初めての会議でございますので、気持ちも新たに、令和2年第3回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いしたいと思います。

それでは、ここで副町長からご挨拶をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長（山下康之） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

本日は、9月定例会におきます議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。松本委員長、また、今西副委員長のもと、各委員には大変お世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

もう今日で8月も終わりというようなところに来ておりますけれども、今も委員長のほうからございましたけれども、先月、7月27日に新庁舎のほうをご声援のある中で

開庁させていただきまして、約一月余りたってきたところでございますけれども、今までどおり、今まで以上に住民の皆さんに親しみやすい、そういった、住民の皆さんと職員とがしっかりとした絆をもとに日夜業務に当たっているところでございますけれども、お見えになる方々、大変、どこ行っていいのか分からんと、こういうような戸惑いの方も多々見られると思うんですけれども、1階にいる職員には特に、玄関入られたときにはすぐに立って対応するようにというような心がけをしっかりと対応しているところでございます。また、庁舎の周りの草木についても、成長するものの非常に草が生えてくるということで、職員もそれぞれ自主的に出てそうした草引き等々も行う中、そうした中でしっかりとした、住民の皆さんに対応していこうと、こういうふうにも思っているところでございます。

そういう中、この9月定例会も新庁舎でこれからのスタートということで、我々も気持ちを再度しっかりと新たに対応していきたいということで、私も身をしっかりと引き締めて対応を当たらせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

特にここ連日猛暑が大変続いておりまして、本当に熱中症ということでお体には十分にご自愛をいただきたいというふうに思っております。そういう中で、新型コロナについても先ほど、委員長ございましたけれども、本当にいつになったら収束するのかというようなところであり、連日のように感染者が出ているということで、近隣の市町村ではそれぞれ役所で発生しているというような中で住民の皆さんに多大なご迷惑かけている、そういうような状況も見られるわけでございますけれども、本町におきましては、現在、どなたも感染されたという確認をいたしておりません。これは議員皆さん方もちろんのこと、住民の皆さんがしっかりとした、3密を避けてそういう中で一生懸命自分の予防対策等々にも力を入れていただいている、そういうおかげということで非常に感謝するところでございます。引き続き今後も感染症の予防対策しっかりとやっていきたいと、こういうふうに思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

そういう中、先ほど申しあげました7月27日からここで業務をスタートさせていただきまして、新組織のもと、また、新人事のもとで対応させていただいておりまして、このちょっと、議会運営委員会の開会にあたりまして少し時間をいただきまして、出席させていただいております職員、初めてでございますので、ちょっとご紹介だけさせていただきます。

私の隣におりますのが、総務担当理事の奥谷明でございます。

○総務担当理事（奥谷 明） 奥谷でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○副町長（山下康之） その隣が、企画財政課長の村山和弘でございます。

○企画財政課長（村山和弘） 企画財政課長の村山でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副町長（山下康之） そういうことで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、その他の管理職等々につきましては、本会議また常任委員会のほうで随時私のほうからご紹介させていただきますので、引き続きひとつよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

国のほうでも大変そういった、安倍内閣の辞任等々、本当に早くそうした日本のトップを選んでいただいて、しっかりとした国政を安定的にこうして運用していただけるように望むところでございます。

そういった中で、9月定例会につきましては特に17議案1報告ということで、後ほどまた提案説明させていただきますけれども、特に新型コロナウイルス対策、これは主として補正のほうに組みさせていただきますので、また後で説明させていただきますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

時節柄、特に台風も心配するような時期でございますので、町といたしましても住民の皆さんの安心・安全としてしっかりと情報を収集しながら、早く住民の皆さんにお知らせをしていきたいというようなところであり、また、新型コロナウイルスの対策についても引き続き取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

最後に、委員各位におかれましては、これからますます、まだ残暑厳しい時期でもございますのでお体には十分にご自愛いただきまして、今後、ますます引き続きご活躍されますよう心からお祈り申し上げまして、簡単でございますけれども、開会にあたりましてご挨拶とさせていただきます。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

○委員長（松本健治） どうもありがとうございます。

それでは、次に、議事に入りたいと思ひますが、日程第1、令和2年第3回（9月）でございますが、定例会についてを議題といたします。

署名議員についてでございます。

事務局からお願ひをします。事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） 会議録署名議員の指名でございますが、本議会についまし

ては、4番、垣内秋弘議員、7番、馬場哉議員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（松本健治） よろしくお願ひします。

そして、会期でございます。

日程はそれぞれ委員の席に配付をさせていただいておりますけれども、会期については、9月7日、開会日でございますが、それから10月1日までの25日間ということでございます。よろしくお願ひします。

次に、諸報告でございます。

1つは、議員派遣の件について。報告1件でございます。

それは、8月7日、広報編集正副委員長研修会、お手元に配付のとおりでございます。

そして次に、陳情書1件、そして、要望書1件についてでございます。

陳情書、国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・事業所に大規模な財政支援を求める陳情書の件でございます。

次に、要望書でございます。非核・平和施策に関する要望書の件でございます。これもお手元に配付のとおりでございます。

申し上げました陳情、要望につきましては、後ほど取り扱いについて協議いただきたいと思っております。

次に、再開日でございます。

10日木曜日午前10時、一般質問。そして、11日金曜日午前10時、一般質問。これは予備日でございます。次に、17日午前10時、補正予算関係の採決でございます。17日でございます。そして、10月1日木曜日午前10時、これは閉会予定でございます。以上が再開日の関係であります。

次に、常任委員会の日程でございます。

15日火曜日午前10時から総務建設常任委員会、16日水曜日午前10時、文教厚生常任委員会でございます。

次に、予算特別委員会の日程についてでございますが、14日月曜日午前10時からでございます。この日程でご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしゅうございますか。異議なしということでございます。異議なしを認め、この日程で決定いたします。

次に、7の決算特別委員会の設置及び日程についてでございます。

決算特別委員会は、議選監査委員を除く11名で設置いたします。日程は、23日水曜日10時から、2日目は24日木曜日午前10時から、3日目は25日金曜日、現地審査になります。午前10時からでございます。そして、最終の28日月曜日でございますが、総括審査ということで10時から行いたいということでございます。

予定表をお配りしておりますので、今、ご確認をいただいた内容でございます。この日程でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、異議なしということを確認、この日程で決定いたします。

次に、特別委員会の日程についてでございます。

17日木曜日、新庁舎建設調査検討特別委員会、再開日の散会後に追加予定をしております。町当局より新庁舎建設に係る事業費の最終報告及び旧庁舎の跡地について等の報告となります。以上、この日程でご異議ございませんか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、この日程で決定いたします。

次に、提出議案についてでございます。

当局より議案説明をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長(山下康之) それでは、私のほうから9月定例会をお願いいたします議案につきまして、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

今回、お願いいたしますのは、17議案1報告でございます。予算関係が4件、いずれも補正をお願いしたいと。それと、条例関係で3件、制定が1件で、改正が2件。それから、一般議案で4件、契約関係が1件、取得関係が1件、その他2件。それから、決算関係で6件。それから、報告で1件ということでお願いをしていきたいというふうに思います。

それでは、私のほうからまず、議案第58号です。これから順次ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案第58号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症により、厳しい経済状況にある住民の皆さん等に対する経済的支援や、あるいはまた感染症の防止に必要な環境整備事業等を図るということで、主にそういった補正内容をお願いしていきたいというふうに思い

ます。補正額は2億2,069万5,000円の追加といたしまして、補正後の予算総額を71億7,949万1,000円としていただきたいというふうに思っているものでございます。

それでは、一般会計補正予算の内容的にご説明させていただく中におきまして、それぞれ委員お持ちの補正予算書の後ろに補正予算案主要事項調書と、それともう一つ、その後ろに令和2年度一般会計9月補正予算の第3号概要ですね。この概要については、新型コロナウイルスの感染症関係と、それと通常の一般の関係の9月補正予算、これの概要を後ろにつけさせていただいておと思うんですけども、そちらのほうの横長のA4の概要のほうで見ていただきながら説明をさせていただきたいと思います。特にここから、新型コロナウイルス感染対策といたしまして2億609万円を補正をお願いしているものでございまして、中身的に申し上げますと、このA4の横長の表でございんですけども、ちょっと主なもので絞らせていただきたいと思います。

まず、番号4番、担当課は健康対策課で、各種予防接種等の対策事業費としてこれ、299万7,000円を計上させていただいております。これについては、高齢者の皆さんが今現在65歳以上のインフルエンザ予防接種費用の定期接種自己負担額を免除し、ということで、今まで65歳以上の皆さん方については一律1,500円のご負担でインフルエンザの予防接種を受けていただいていたと。それをこういったコロナの2つのそうした予防的に考えまして、インフルエンザの予防接種費用のその1,500円を負担するということで、全額、予防接種費用に無料にさせていただき費用の追加を今回、させていただきました。いずれも高齢者対策として、両方一度にかかる可能性もございしますので、インフルエンザの予防接種によって新型コロナの予防にもつながるだろうと、こういったことも鑑みまして今回、高齢者対策として補正をお願いしているところでございます。

それ以外、それぞれ施設につきましては感染症予防対策に必要な衛生用品等を、特に次亜塩素酸の空間除菌脱臭器等々を子育て支援センターなりそういったところに今回、また設置をさせていただきたいというふうに思っております。

めくっていただきまして、次に大きいもので申し上げますと11番ですね。子育て支援課が担当窓口でございまして、保育所の感染症対策環境整備事業費として2,328万5,000円を追加をさせていただいております。これについては、感染症の防止に向けまして、空調更新や、あるいはまた園庭の整備をはじめとして、屋内外の保育環境の整備を行う費用の追加をさせていただいております。

続きまして、14番でございます。

建設環境課が担当窓口でございます。交通安全の対策事業費として、コロナ禍においても、こういう時代においても安心・安全に外出できる環境整備ということを図らせていただくために、この新しい南北線の電柱に交通安全灯の整備を行う費用の追加として212万円追加をさせていただいております。今現在もそうした安心・安全に外出できるということで、新庁舎のほうにたくさんの方が今、3密を避けてジョギングなり、またこうして歩いていただいているようでございますけれども、非常に今現在、もう7時頃になりますとだんだん薄暗くなってくるんですけれども、冬場になりますともう夕方の5時になったらもう暗くなるということで、そういったところに交通安全灯の整備を図っていきたいというふうにさせていただいております。

そうしたら、次に15番でございます。

まちづくり推進課が担当課でございます。「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費として、この15番のこの事業と、次の3ページ、19番で産業観光課が窓口で、オンライン観光プロモーション事業費と、これも、いずれも1,000万円でございますけれども、これ連携しながら取り組んでいきたい事業でございます。多メディアの発信用の動画コンテンツの作成、配信等を行うことで関係人口の創出あるいは拡大を図る費用の追加でございます。これとさっき19番に申しあげましたオンラインの観光プロモーション事業費1,000万円、これもオンラインによる観光プロモーションを行うことでコロナ禍における新たな観光振興を図るための費用ということで、これはもう、これからの前向きな事業の一環でございます。いずれもコロナ予算で対応したいというふうに考えております。

次、3ページの16番、産業観光課担当でございます。事業名が高収益作物の次期作の支援事業費として、4,018万2,000円を計上させていただいております。これも茶等の高収益作物の生産者への支援を図るということで、国交付金に町独自の上乘せ補助を行う費用の追加でございます。今、国のほうでも2月から4月までのそういった高収益作物の支援ということで、次の時期にそうした支援を行う、こういう一環でございます。国のほうでは5万5,000円の部分と、それと1万円の上乗せ、また、お茶の関係についてはもう1万円の上乗せと、こういうふうに考えているところでございます。

続きまして、18番の産業観光課が窓口のがんばるまちの事業者・農業者支援事業費ということで698万円計上させていただいております。これについては、今までの卸

業などの対象業種に加えまして他の業種でセーフティネットの対象になる中小企業や個人に対して支援金を交付するための費用の追加でございまして、これも今までから、議会のほうからこうしたご支持をいただく中、こうした個人に対しても支援を行う、こういった事業の追加でございます。

その次に、22番、これ学校教育課が窓口でございまして、高校生等の応援事業費ということで548万3,000円を計上させていただいております。うじたわらっ子の位置付けが18歳でございます。そういう中で、中学生まではいろんな支援をしてきた中、うじたわらっ子を今後育むために高校生等の方々にも支援をさせていただきたいということで、高校生等の自宅学習の支援を図るために1人につき2万円を交付する費用の追加でございます。これによりまして、こうして自宅で自習なりされる場合の参考資料代とか、またソフト代、そういうようなものに充てていただいて、自宅学習等を支援していきたい、このように考えているところでございます。

次にめくっていただきまして、次、4ページでございます。これについては特に24番と28番いずれも学校教育課が担当でございまして、24番は小学校費で、28番は中学校費でなっております、いずれも学習用の可動式端末等の整備事業費ということで、小学校費では5,084万1,000円の追加で、中学校費では2,690万1,000円の追加でございます。GIGAスクールの構想に基づきまして、児童1人につき1台の学習用の端末をはじめ、小学校のICTの環境の整備を図る費用の追加でございまして、この下のLAN工事については今年の3月議会のほうで議決を賜りまして、ご可決を賜りまして、今回、そういった端末機、それを購入していこうということで補正のほうでお願いをしたいというふうに思っております。28番もこれは中学校のほうでございまして、同じようにICTの環境の整備を図る費用の追加でございます。それ以外については、特に小学校、中学校ではそういう感染症対策、またそういったところに今回、補正もお願いをしているところでございます。

続きまして、最後の5ページでございます。

特に33番、社会教育課が窓口でございまして、住民プール、トレーニングセンターの運営費ということで46万円を追加しております。今もトレーニングルームにたくさんのいろんな方がそれぞれ機器を使いながら自分の体力増強に寄与していただいているのでございますけれども、このルームにおける感染症対策用品、要はパーティションを購入いたしまして、密を避ける、こういった対応をしながら機器をご利用いただきたい、このように考えている費用でございまして。

主な一般会計の新型コロナウイルス感染症関係では、先ほど申し上げましたように補正額を2億60万9,000円。財源については特定財源で国のほうが1億9,639万9,000円、それと、府のほうから418万6,000円、繰入金はいマイナス76万6,000円、一般財源が79万円と、このように今回、お願いするものがございます。

その後ろ、特に今は新型コロナウイルスの感染対策関係でございましたけれども、それ以外の主なもので申し上げますと、特にお手元のほうにお渡しさせていただいている概要の番号6番、福祉課が担当窓口でございます。ふれあい福祉センターの管理運営事業費として109万円計上させていただいております。これ現在、今までの保健センターがふれあい福祉センターということで、議案書の中にもシルバー人材センターに管理委託をする、そういった議案もございます関係で、そういった管理に係る費用の追加をさせていただいております。

めくっていただきまして、2つ目に大きいのが8番でまちづくり推進課、宇治田原山手線の整備事業費でございますけれども、この事業費については、京都府への工事委託を行うための支出科目を変更させていただきたいというふうに思っております。

それから、主なものでいきますと、10番、産業観光課、林道の整備事業費でございます。1,000万円の追加をさせていただいております。林道の改良事業費の補助金の追加内示によりまして事業費の増額をさせていただいております。今後、整備をするというような予定でございました大宮線あるいはまた御林山線でございますけれども、そうした予算のほうが参りましたら、それに伴いまして補正をお願いして事業のほうにかかっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上が一般会計の今回お願いいたします補正予算の主なものでございます。

続きまして、議案第59号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算の第1号でございます。

これについては、前年度の国・府支払基金の負担金等の確定によりまして、返還金の補正をお願いするものでございまして、補正額は1,346万5,000円の追加となり、補正後の予算総額を7億9,492万8,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第60号、令和2年度宇治田原町水道事業会計の補正予算（第1号）についてでございます。

これについては、配水管の移設等の事業費等を補正をさせていただくものでござい

して、収益的収入及び支出については、水道事業収益の営業外収益で300万円を追加して、補正後の総額を3億337万6,000円。また、水道事業費用の営業費用で300万円を追加して、補正後の予算総額を2億7,249万3,000円とさせていただきたいというふうに思っているものでございます。また、資本的収入及び支出については、資本的収入の起業債で2,000万円を追加して、補正後の予算総額を2億6,831万9,000円に、資本的支出の建設改良費で2,000万円を追加し、補正後の予算総額を3億4,345万8,000円とさせていただきたいというふうに思っているものでございます。

続きまして、議案第61号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計の補正予算（第1号）についてでございます。

今回、これにつきましては、下水道事業に係る水道管の移設受託工事費を補正するものでございます。収益的収入及び支出については、下水道事業収益の営業収益で2,000万円を追加し、補正後の予算総額を5億594万3,000円に、そして、下水道事業費用の営業費用で2,000万円を追加して、補正後の予算総額を4億9,488万9,000円とさせていただきたい、このように思っているところでございます。

続きまして、議案第62号、宇治田原町手話の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を制定するについてということで、新しく条例を設けていきたいということで、障がいのある方の社会参加を促進し、全ての住民の皆さんが障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するために、条例を制定するものでございます。これについては、今日まで取り組んでまいりました状況等につきましては所管の常任委員会のほうでもるるにご報告を申し上げながら、それぞれご指導もいただいている、こういうような状況でございます。そういった中を踏まえまして、今回、新たに条例を制定をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第63号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、マイナンバーの通知カード新規発行が廃止されたことに伴いまして通知カードの再交付が不要となったことから、所要の改正を行うものでございます。内容的に申し上げますと、宇治田原町の

手数料徴収条例中の通知カードの再交付手数料の号を削除させていただく条例でございます。

続きまして、議案第64号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、これについては、宇治田原町の総合文化センター設置及び管理に関する条例等で規定する高齢者の年齢基準を65歳以上に引き上げるとともに、使用料減免基準のうち、障がい者の福祉の増進を図るもの及び65歳以上の高齢者の福祉の増進を図るものの減免割合を5割に拡充するために、今回、条例の改正を行うものでございます。これについては昨年からいろいろと議会のほうにもいろいろとご迷惑をかける中、今日まで取り組んできているところでございます。また、所管の委員会におきましてもご報告申し上げているところでございます。つきましては、条例の改正だけをお願いしたいというふうに思っております。規則等については現状のままでございます。

続きまして、議案第65号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の締結につきまして、これについては先程も一般会計のところでは振替えるというお願いをしたところでございます。そういう中で、安全に災害に強い道路整備を計画的に進めるにあたり、宇治田原山手線の新市街地区間の420mの道路建設を行うために、今現在、宇治木屋線からこちらの新庁舎に向かって京都府で鋭意取り組んでいただいております。そういう経過を踏まえまして、その新市街地区間420mの道路建設、これを建設工事委託の協定を京都府と1億6,810万円で締結しようというものでございまして、そういったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第66号、土地の取得につきまして、これにつきましては、今現在申し上げました宇治田原山手線の道路用地として本町の大字贅田小字伏谷の10番1ほか7筆、1万384.44平米の土地を地権者7名に対しまして1億7,296万円で取得を予定しているものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第67号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定についてということで、奥山田辺地に係る辺地総合整備計画について、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間と定めまして公共的施設の整備を進めてきたところでございますが、引き続き同辺地における公共的施設の整備を推進していく必要があることから、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間と定めまして、そう

した辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第68号、指定管理者の指定、宇治田原町ふれあい福祉センターについてでございます。

これについては、自治法の規定によりまして管理者を指定しようとするために、地方自治法の第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。これについては、地域における福祉活動の拠点として住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的といたしまして、その目的の達成並びに施設の適正な管理が期待されることから、宇治田原町シルバー人材センターに指定をしようとするものでございます。なお、この施設はシルバー人材センターの事務所として業務を行いながら維持管理をしていただき、指定期間につきましては令和2年10月1日から令和3年3月31日までとしているところでございます。

続きまして、議案第69号、令和元年度宇治田原町の一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算額、歳入68億2,398万386円、歳出67億7,526万7,894円で、歳入歳出の差引額は4,871万2,492円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として1,058万5,000円を差引きしますと、実質収支額は3,812万7,492円となったところでございます。

続きまして、議案第70号、令和元年度宇治田原町の国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてでございます。

決算額の歳入は10億9,091万729円、歳出10億7,883万773円で、歳入歳出差引額は1,207万9,956円となったところでございます。

続きまして、議案第71号、令和元年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額、歳入1億2,069万4,986円、歳出1億1,904万7,855円で、歳入歳出差引額は164万7,131円となったところでございます。

続きまして、議案第72号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、まず、保険事業勘定の決算額は、歳入7億8,171万7,696円、歳出7億4,689万1,841円で、歳入歳出差引額は3,482万5,855円となりました。続きまして、介護サービス事業勘定の決算額は、歳入688万8,148円、歳出415万1,746円で、歳入歳出差引額は273万

6, 402円となったところでございます。

議案第73号、令和元年度宇治田原町水道事業会計の決算認定につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は2億8,119万6,339円、支出は2億4,959万6,103円となり、資本的収入及び支出では、収入7,316万4,194円、支出1億3,834万5,581円となりました。なお、当年度純利益は2,658万9,156円となったところでございます。

議案第74号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計の決算認定につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は5億5,366万1,347円、支出は5億4,159万1,543円となり、資本的収入及び支出では、収入2億7,449万3,420円、支出では4億2,421万8,515円となりました。なお、当年度純利益は219万3,434円となりました。以上でございます。

また、報告は第7号で報告させていただきたいと思えます。令和元年度の城南土地開発公社の決算に関する報告書についてでございます。地方自治法の第221条第3項の法人について、同法の第243条の3第2項の規定によりまして、毎事業年度、政令に定めるその経営状況を説明する資料を作成し次の議会に提出しなければならないことから、ご報告させていただくものでございます。この決算につきましては、去る7月8日に開催されました臨時会において認定されたものでございまして、令和元年度中における本町の土地の取得、売却及び令和元年度期末残高は宇治田原町ではない旨、ご報告をさせていただきます。

以上が、今定例会にお願いする議案でございまして、合計17議案1報告でございます。何とぞご理解をいただく中でご可決賜りますよう、また、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げ、私からの説明のほうを終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、一応、説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑を受けたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、以上で提出議案について終わりたいと思えます。

次に、議事日程（第1号）でございます。

事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、お手元に配付をさせていただいております令和

2年第3回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきたいと思います。

令和2年9月7日月曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先程ご説明申し上げましたように、4番、垣内秋弘議員、7番、馬場哉議員にお願いをしたく予定をしております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認をいただきました、9月7日から10月1日までの25日間とさせていただきたく思っております。

日程第3、諸報告でございますが、お手元にお配りをさせていただいております議員派遣の報告と、さらに陳情書1件、要望書1件ございますので、後ほどご協議をいただければというふうに思っております。また、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。また、その後、7月27日の人事異動に伴います管理職員の異動対象者につきましての紹介のほうを副町長よりお願いをする予定としております。

次に、日程第4、報告第7号、令和元年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてでございますが、町長より報告をしていただく予定としております。報告案件でありますので、報告のみという形で対応したいというふうに思います。

日程第5から日程第15までの補正予算4件、条例関係3件、契約1件、財産の取得1件、その他2件の合計11議案につきましては一括提案を予定させていただいております。なお、この11議案につきましては、お手元のほうに付託議案一覧をお配りをさせていただいておりますが、議案第63号及び第66号並びに第67号の条例改正、財産の取得、その他議案の3議案につきましては総務建設常任委員会に、また、議案第62号及び第64号の条例制定、条例改正の2議案につきましては文教厚生常任委員会に、議案第58号から第61号までの一般会計、介護保険、水道会計、下水道会計の4件の補正予算及び第65号並びに第68号の補正関連の2議案の計6議案につきましては予算特別委員会に付託を予定しております。いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

続きまして、日程第16、議案第69号の一般会計の決算認定から日程第21、議案第74号の下水道事業会計決算認定までの6議案につきましては、いずれも決算認定となりますことから、これも先程、議選の監査委員さんを除く11人で特別委員会を設置をいただくという形でご承諾をいただいておりますので、決算特別委員会のほうに付託

を予定させていただいております。町長からの提案説明が終わりますと、田中議選監査委員より決算審査の審査報告をしていただく予定をしております。

日程第22、決算特別委員会の設置という形で議事を進めていただきまして、一旦休憩を取りまして、この委員会で決算特別委員会の正副委員長を決定をいただきます。その後、決定されました委員長のもとで第1回目の委員会申し合せ等の内容の精査をお願いをする予定とさせていただいております。

議事日程（第1号）につきましても説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） それでは、説明が終わりましたので、委員から質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、議事日程（第1号）について終わります。

陳情等についてでございます。

陳情書1件、そして、要望書1件の受付をしております。どのように対応すればいいのかご検討願いたいと思います。

参考までに、陳情書については先程申し上げましたように、国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・事業所に大規模な財政支援を求める陳情書ということで京都医療労働組合連合会から6月12日、ちょっと遅くに参りましたので、前回の6月定例会では議論をしておりません。これを6月定例会で配付のみというところが他の議会では、精華町、それから与謝野町。9月定例会で対応ということで、久御山町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、それから伊根町と、事務局のほうで調べていただきました。以上のような扱いになっているということでございます。

要望書のほうも申し上げておきますと、毎年これは提出されているものであり、議場配付としているということでございます。

以上でございます。特に陳情書等についての状況等は申し上げた内容でございます。どうでしょうか。

（「議場配付で」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、議場配付という声かけ、いただきました。7日に議場配付とするという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） では、陳情書、要望書等、両方ともそういう対応をしたいという

ふうに思います。

次に、行政諸報告についてでございます。どうですか。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、私のほうから、全員協議会におきましてご報告等申し上げたい案件につきましてお願いをいたしたいと存じます。

まず、9月7日、開会日の後の全員協議会におきまして、2件ご説明を申し上げたいと存じます。

1件が、1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況について、これに関する報告が1つ。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う各種事業実施についてということで、通常、今後、特に秋につきましては、町におきましてもいろんな各種事業等目白押しなところでございますが、このような新型コロナウイルス感染症防止する観点から軒並み中止というようなケースが多数生じてございます。この辺り、当面、年内の諸事業等につきまして、実施の可否等につきまして、一定まとめたものをご説明、ご報告を申し上げたいと考えております。

この2件を9月7日の開会日の全員協議会でご説明を申し上げたいと存じます。

なお、10月1日最終日につきましては、現時点におきましては、報告案件等はないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の全協では、建設工事等請負契約の状況について、そして、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う各種事業実施についてを、最終日、閉会後は報告案件なしということでございます。全員協議会の開催の必要がございませんが、今後、何かあれば10月1日の閉会後も対応したいと思っております。

また、議会側から、9月7日、開会日の全員協議会で、1つは城南衛生管理組合議会、そして、2つ目は後期高齢者医療広域連合議会、3つ目は地方税機構広域連合議会の報告。そして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、新庁舎での検討事項等を予定をしております。

その他でございませんでしょうか。副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから2件、ちょっとお願いをさせていただきたいというふうに思います。

追加議案のお願いをしたいというふうに思っております。2件ございまして、費田立

川線の道路工事、この下でございますけれども、それと宇治田原中央公園の造成工事、一部でございますけれども、この2件につきまして9月3日に入札の予定をいたしておりまして、入札のほうがスムーズに実施できれば、大変何かとお忙しい中、申し訳ございませんけれども、追加議案を、この2件を何とかお願いしたいということを申し上げていきたいというふうに思います。委員長、以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

追加日程ということで、議案の依頼、副町長からございました。

ただいま説明のありました追加提出議案2件につきましては、11日の再開日、一般質問の2日目でございます、一般質問の終了後に追加を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、それに伴います議会運営委員会を開催する必要がございますので、7日月曜日、開会日の午前9時半からお願いしたいと思ひます。7日の開会日の9時半から開催したいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 次に、新庁舎での検討事項ということで4点ほどご協議お願ひしたいと思ひます。

1点目でございますが、6月議会に引き続きのこの関係でございます、新型コロナウイルス感染症対応の申し合せについてでございます。一つは、新型コロナウイルス感染症は収まっていないことから、基本的には引き続き申し合せのとおり対応するものの、新庁舎での開催ということもございまして、そういった内容を考慮し、傍聴席について、30席でございますけれどもその15席を使用するというので、ちょっと間を、間隔を取るということでございます。マスクの着用、そして消毒の励行、そして検温の実施ということをやりたいということでございます。議席及び執行部席については、座席間を空け、飛沫防止板を前面に設置と、議場のドアも開放するということにはどうかということでございます。

そして、2点目は、本会議場での発言場所についてでございます。現在の議場には議員側及び執行部側のそれぞれの座席にマイク設備が設置されております。自席で発言するのはどうかということでございます。ただ、一般質問について、議員は質問席で質問する、執行部側はその議員に対する最初の答弁のみ答弁席で、それ以降は自席で答弁するということではどうかということでございます。これは、9月初めての議会ということでございまして、試行的にやってみようかなというふうに思ひます。いずれにしても

1 2月議会に向けて、これ、議員改選もございますので、ルールづくりが必要かなというふうに思っております。

3点目は、本会議での表決についてでございます。表決システムが導入されておりますので、使用するかどうかということでございますが、考え方として、システムを使用せず従来どおり申し合せにより挙手をするというような形、もう一つは機能としてございますシステムを使用すると。ただし、この場合、会議規則の変更もしくは申し合せ事項による対応が必要だということでございます。

4点目は、本会議の視聴について。カメラシステムが導入されており、どこまで活用するかということでございます。すぐに動画配信はできないということで9月定例会は庁舎内の視聴のみで、今は機能としてございますのは、1階の西側の京都銀行前にモニターございます、3階エレベーター前のモニターございます。そこで見ていただくというように、今後、動画配信を検討していくということでございます。

申し上げましたように、1つ目の関係について、6月議会から若干場所もそれはもちろん変わっておりますので内容は違いますが、こんなふうな形でやっていきたいというふうに、傍聴席は30席を15席という形、それ以外は移動可能な座席、議席でございますので若干こう、間隔を取りながらやっていきたいというふうな形でございます。

1点目についてどうでしょうか。傍聴、それからほかの項はよろしいでしょうか。ですから、基本的には9時半ぐらいに傍聴の来られた先着順で入っていただくと。オーバーした場合、これもうご遠慮いただくという形になりますけれども、そんなふうなことになるのかなと思います。よろしいですか。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 本会議場はそれでいいかと思います。ただ、委員会室、この傍聴の件もちょっと決めておく必要があるかなと思うんですが。

○委員長（松本健治） ちょっと、委員会の部屋というのは、以前のことを思えば間隔的な部分というのも余裕があるようにも感じますが、ただ、それぞれこういうディスタンスを補っている関係もありますのでかなり詰まるんじゃないかなと思うんです、来ていただきましたら。だから、傍聴席そのものについては若干、その委員会の内容によっても若干出席者も異なったりしますので、非常に今、この場合はやりにくいかなというふうに思っているんですけれども、どうでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） 先ほど本会議、今しがたは委員会ということなんですけれども、こういうコロナ禍でもありますので、やっぱりその、世の中落ち着くまで従来どおりの、一応、委員会のほうにつきましては傍聴を制限したほうがいいんじゃないかと思います

けれども。

○委員長（松本健治） ほかに、どうでしょうか。

今西副委員長のほうからお話ございました。それで、原田委員、そして私自身も、今の状況の中では止むを得ない、制限するということについて止むを得ないかなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今の制限というのは、認めないという意味なんですか。

○委員長（松本健治） そういうことですね。

○議長（谷口 整） 本会議場は半分、委員会は一応、8席あるんですよ。9やったかな。

（「8です」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 8やね。

その、全く認めないんじゃなく、本会議と同じように8のうちの半分、先程、先着と言われましたけれども、それはそういうふうに合わせるべき違うかなと思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（松本健治） どうですかね。山内委員、どうぞ。

○委員（山内実貴子） 本来の委員会の傍聴は5人ですね。それに対してどうするか。8席あっても本来は5、定員5です。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 先程8言いましたけれども、報道が3、傍聴席、5ですね。ということは、5の2分の1、切り上げて3とか、せめてやっぱり何人かは、せっかく新しく議会もできたので、全く駄目だというのもちよっといかなものかなと思うんです。確かに当局側の入る人数によって多少前後しますけれども、例えばもう少し1列目を前に詰めるとか多少のこの前後ができると思うので、委員会も少なからず2、3人は枠的に取っておくべきだと思うんですけれども。

○委員長（松本健治） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、議長からそういうお話あったんですけれども、私、通常であれば何人でもええと思うんです。だけれども、こういうコロナの状況なので、宇治田原の場合、今のところ一人も出ていないという状況がたまたまあるわけなんですけれども、よその市町村では役場の中で、市役所の中で感染者がやっぱり出ているということもありますので、できたら最小限のそういうのはできる限り抑えておいたほうがいいんじゃないかという気はします。

- 委員長（松本健治） 谷口重和委員、どうでしょうか。
- 委員（谷口重和） 8席あるんでしょうかね。この3名で5名入れないと。
- 委員長（松本健治） 5名ですね。3名は記者席。
- 委員（谷口重和） 5席。上限3名やな。3名ぐらいでええと思うんです。
- 委員長（松本健治） 今西副委員長。
- 副委員長（今西久美子） 一般質問等本会議場については半分でやるということであり
ますので、委員会についても私も、完全にシャットアウトするというのはちょっとよく
ないかなと思っています。せっかく新庁舎で広がったということもあるので、確かに
コロナの関係ではいつもどおり、普段どおりというわけにはいかないとは思いますが、
本会議場と同じように半数はオーケーということで受け入れはどうかというふうに思
います。
- 委員長（松本健治） 今、それぞれご意見頂戴しましたけれども。
- それと、ちょっと私も気になっているのは、今度の場合、通常のところではなくて改選
の直前の定例会でございますので、そういう関連もあって関心の高い部分も中にはある
なという懸念を私も持っていて、それも含めてどうだろうかということでありま
した。
- 全体の中でちょっと、それぞれご意見頂戴しましたけれども、一応、この委員会につ
いても今、こういうちょっと多数になっておりますのでその状況をいま一度確認をして、
5名の半分というのは2.5ではあります、2、3名ということで対応するというこ
とも、一応、そういう方向も考えていかなあかんというふうに今の状況で思いました。
原田委員、よろしいですか。
- 委員（原田周一） 賛成ということで。
- 委員長（松本健治） ちょっと、それぞれご意見頂戴したわけですがけれども、そういう
思いもございますので、本会議同様、似た対応をしたいと思えます。あとは状況、ちょ
っと配置の関係もいま一度確認をさせていただきますので、0ということについてはや
めたいというふうに思えます。それでは、よろしいですか。
- （「すみません。今の場合」と呼ぶ者あり）
- 委員長（松本健治） 原田委員。
- 委員（原田周一） 傍聴、今、言われたように、改選もあって関心が高いということで
来られた場合に、それは抽選か何かされるわけですね、当然。あるいは先程、本会議
と一緒に早くから来た人の先着順ということになると、ほとんど委員会の人はもう帰っ

てもらわなあかんと、2人ということであればということになるんですけども、その辺のこの対応もちよっと考えておく必要があるんじゃないかという気はするんですが。

○委員長（松本健治） 前、一応、1回ありましたよね、委員会でかなりオーバーフローした。そのときに一応、抽選をしたり、そういう対応やったと思いますけれども、基本的には先程言いましたように、30分前の状況を見て、その、重なってオーバーフローする場合はもう抽選するという形になるというふうに思います。そういうことじゃないですか。

（「整理券を配ってから抽選する」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 整理券を配って、抽選するという形ですね。配付が9時半でよろしいか。

（「そこに来ていらっしゃる人に整理券をお配りして、整理券の順番にくじを引いていただいて、15名以下であれば15名入っていただくと」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 今、ちょっと言われたように申し合せの関係、ちょっと確認で今、事務局のほうから言うていただきましたけれども、一応、整理券配るということでございます。オーバーフローをした分については、もうそれで3名が埋まった場合は、もうそれで終わりですね。若干のその余裕あった場合は抽選という形になります。微妙な数でございますが、一応、その内容でよろしいですか。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） 今の委員会は抽選や、本会議は来たもの順で、それだとおかしいのと違うかな。本会議のときも来たもの順やな。それじゃないの。

○委員長（松本健治） 一緒、それは一緒です。

○委員（谷口重和） 一緒するのか。それやったらそれでいいけれども。

○委員長（松本健治） それでは、1点目についてまた何かございましたら、ちょっと確認をしたいと思いますけれども、一応、内容的なことについては以上のとおりでございます。

2点目の発言場所でございますけれども、これは本会議場です。現在の議場は議員側及び執行部側にそれぞれ座席にマイク設備が設置されております。自席で発言するのはどうかという話もあったわけではありますが、一応、考え方として、議員は質問席で質問する、その横に、一般質問の場合ですよ、その横に質問者席というがありますので、そこに質問が終わったら座っておいていただいて、また再度質問すると、ああいう形になります。執行部側はその議員に対する最初の答弁のみを答弁席でやっていただいて、それ

以降は自席でやっていただくという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。9月は試行的にこの内容でやっていきたいと思います。

従来、一つ気になるのは、町長なり副町長なり、質問の回数によって最後らへんに質問に対する答えを答弁をされる場合があるんですが、それも含めて今の内容というのは、町長だから行くとか行けるとかいうのもややこしくなりますので、それぞれ自席で答弁していただくという形はどうかということです。原田委員。

○委員（原田周一） すみません。質問者は質問席ですね、議員のほうは。それから、回答のほう、1回目は前へ出て、2回目は、その2回目というのは同じ人なんですか。同じ発言者が2回目という意味ですか。あるいはその1つの質問に対してもその、3回あるわけですけども、1回目と2回目と3回目と、極端な話、答弁者が違うというケースありますよね。それはどういう形で、全部前へ出てくるわけですか。

○委員長（松本健治） 議員について、初回の答弁については前へ出ていただく。だから、副町長であれ理事であれ、どちらが先になるか分かりませんが、一番最初だけです。だから、2問目、3問目でももうそれぞれ自席で答弁していただく。そういう意味です。1議員について1回だけ前へ当局側は出ていただくということです。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今の話なんですけれども、一議員の質問に対して1回目、2回目、1回目は答弁席、それで2回目は自席ということで、この質問者が変わったらまた出ていくという、そういう理解でよろしいですね。

○委員長（松本健治） Aという議員が1回目の第1番目の答弁は出てもらう。2問目、2項目め、3項目めの1回、2回、3回とかあるかもしれませんが、それもその自席でやってもらう。それで、Bという議員になった場合の第1回目だけは出てもらう。そういう意味です。

○議長（谷口 整） 分かりました。

次に、議員側なんですけれども、一般質問は質問席でいいんですが、ほかの付託前質疑だとかいろんな質問あるんですよ。この扱いはどうされますか、次。

○委員長（松本健治） それは、今、言いましたように、これは今、一般質問のことに対する対応ということなんです、それ以外については、大体今、通常は前行きますね、全部。これは、基本的にはそのつもりはしているんですが。今西委員。

○副委員長（今西久美子） あんまりないですけども、付託前質疑なんかは自席でやればいいと思います。マイクも全部ありますし。討論につきましては、今までどおり前に出てやるということで。前にというか、答弁席に出て、やる。それ、今までどおりでい

いんじゃないでしょうか。ほかに発言する機会というのはあんまりありませんね。

○委員長（松本健治） いやいや。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今回、そういう形で答弁の仕方を変えるというならば、質問なりその討論のことも一定ルール化をしておかないかなかなと思って聞いたんです。私も今、今西副委員長の言われた意見に賛成なんですけれども、でないと、議員の席にマイクがあるにもかかわらず使う機会がないことになるので、付託前質疑等は自席、討論はちょっと重いと言うと語弊あるかもしれませんが、前に出て質問席でやると。

（「質問席ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質問席。違う。もとい質問席じゃない。向こう側ね。ですので、そういうことでいいかなと思うんですけれども、皆さんどうですか。

○委員長（松本健治） 申し上げますように、この9月については試行的にあくまでもやりたい。12月からその状況を見ながら本格的に変えていく。それはなぜかという、新しい議員体制の中で議会が組まれるということで、取り敢えずそれぐらいに一般質問踏まえて、おっしゃったように、今、議長がおっしゃったように事例的にそんなにたくさんあるわけじゃないので、一番確認しとかんな、一般質問についてはそれぐらいのことはきちっとしておかないかなという思いだったんです。議長。

○議長（谷口 整） 私はまた逆というか、ちょっと語弊あるかもしれませんが、試行的にやるならば一応、今、考えられることは、一つの案として出しておいてそれでやって、それでもしそれが不都合あるんやったらまたそれは12月以降に変えればいいことだし、恐らく付託前質疑があるかどうかは分かりませんが、一つのルールだけは今、今回確認しておくべきかなと。一般質問、これは絶対あるのと言われましたけれども、一般質問だけでなく、ある程度ルール化だけをしておいて、試行的にやっていくというほうが形としたらいいのかなと思います。

○委員長（松本健治） ほか、どうでしょうか。

今のこの一つの考え方として提案させてもらったんですが、こうあるべきだということとはまずないんですよ。一つのたたき台的にそれはどうですかというお話をさせていただいているので、それはやぶさかではないです。ただし、申し合せのいろんな内容を一応、議会事務局で持っていますので、いろんな大きく変わることにについてはちょっと今、この時点に対応するのが難しいかなというふうに思いますので、そんな思いもあったわけです。

○議長（谷口 整） そこは理解しているんです。ですので、試行的ということなので、

それも含めて試行で、次、話に出てくる電子表決も含めて今回、試行的という範疇でいいと思うんですけれども、きちっとした申し合せは、それをやった後の見直しを含めて申し合せにしたらいいいと思うんですけれども、一定そこも含めた試行というふうにされたらどうかというところで申し上げたまでです。

○委員長（松本健治） それでは、おっしゃっていただいた以外の本会議の内容のルールについて、今、やっている中で確認してもらわんとあかんやつあるかな。

（「委員長報告」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 委員長報告か。いや、委員長報告はもう。

（「従前どおり」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 前からの内容ですね。副委員長。

○副委員長（今西久美子） 今、議長がおっしゃったとおりやと私も思います。例えば、委員長報告に対する質疑はありませんかという口述がありますよね。そういうとき、もし質疑があれば自席でやると。だから、一般質問以外の質問についてはもう自席でやるということを確認をしておけばいいと思います。

昔は議席にもちゃんとマイクがありまして、そのマイクを使って自席で質問したこともございますが、この間でいえば、自席のマイクが駄目だったので、この間の予算委員会でしたっけ、補正予算の質疑のときは本会議場でやりましたけど、前に出て質問ということになりましたけれども、今回、自席にマイクきちんとあるので、一般質問以外の質問については自席でやると。あと、討論とか委員長報告とかは従来どおり、今までどおり前でやればいいのか。そこだけちょっと確認しておけばいいんじゃないでしょうか。

○委員長（松本健治） どうでしょうか。よろしいですか。今、副委員長のほうから言うていただきましたけれども、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、質疑、質問に、今までは前行ってやっているやつを自席で、機能は備わっているんで対応するというので、そういうことでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、今の件についてはちょっと一般質問の際だけを話をしておりましたが、ほかの議論についてもそういう対応を、自席で質疑するというような形で対応したい。これ、どうでしょうか。確認しておかんならんかな。ええか。

（「確認は必要」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 分かりました。

それじゃ、その件については申し合せを確認したいと思います。そして、申し合せに修正をしたいというふうに思います。それから、申しあげましたように、それ以外にもやはり12月議会に向けてもう一回、この9月時点が終わった時点でもう調整をすると。

それから、これはそういう、新しい議員組織ができるわけですから、議員が誕生したりそういう部分もあると思いますので、もう一回改めて新議会でそれはやってもらうという形になります。

それから、3点目、本会議での表決についてでございます。

これについては、システムを使用する場合、会議規則の変更が、これは規則ですね、会議規則の変更が必要となる。もしくは、今の内容もありますけれども、申し合せ事項による、これは変更の対応があるということです。システムを使用せず、従来どおり申し合せにより挙手するという形であればそれはないわけであります。

どうでしょうか。これ、やってもうたけれども、対応できますか、電子。

これについても、1点目の使用せずと、2点目はシステムを使用するという内容ですが、従来どおりやってはどうかということ申しあげましたけれども、いかがでしょうか。表決システムを利用する。

（「あるんやったら使ったらいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 実はちょっとそのときに、議論をしているときにやや難しかったんです。だから、それが対応が可能かということがそのときに確認をできていませんので、ちょっとなかなかパツとは出なかったわけ。それでちょっとこういうこと申しあげたんですけれども。

（「あかんかったら、従来どおりやったらいいんでないの」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それで、そういう状況の中でやってうまくいかなかった場合、それは大変やなということがあったので、1点目でいこうかなというふうに思っておりましたけれども。対応、大丈夫ですか。谷口議長。

○議長（谷口 整） うまくいかなかったような、システム的にいかないのか、こちらの事務局がまだ不慣れなためなのか、どちらなんですか。

○委員長（松本健治） それは、業者との関係もあつたんですが、それは不慣れといえど不慣れということだと思いますけれども、最初がちょっと難しかった。表決のあの欄が出なかったんです。一応、事務局のほう、いけるということですから、それじゃ、こういう形でシステムを使用するというので、したいと思います。ちょっと、会議規則の

変更も含めて対応してもらわないかということになります。

(「会議規則は上程しないと改正できないので、申し合せで」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 申し合せで。はい、分かりました。

それでは、申し合せで対応したいというふうに思います。

今、こういう、9月から議会始まる、初めての議会でございます。いろんなことがあるかもしれませんが、一応、使用していくということでやりたいと思います。

4点目は、本会議の視聴についてでございます。

カメラシステムが導入されております。今の案ではすぐに動画配信は、これはちょっとできません。この今の現時点ではできない。ですから、定例会については庁舎内での視聴のみに、1階の西側の京銀のところと3階のエレベーターの前、これのみモニターを活用するというにしたい。ただし、今後、動画配信については以降検討していく。これ、よろしいですか。今西副委員長。

○副委員長(今西久美子) これ、録画というのはできるんですか。それをやるということでもいいんですか。

○委員長(松本健治) ちょっと待ってくださいよ。事務局長。

○議会事務局長(矢野里志) 9月定例会でもシステムが入っていますので、録画自体は可能となっております。

○委員長(松本健治) 今西副委員長。

○副委員長(今西久美子) そうしたら、今後の話にもありますが、生中継ではなくて録画配信という形も、今、検討していけばいいのかなというふうに思います。

○委員長(松本健治) それは、今、おっしゃったようにユーチューブにするとかそういうことをおっしゃっているんでしょうけれども、これはそういうことをやらないとそれは絶対にいけないことだと思いますので、それは今後、その課題で取り組むということです。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) いずれにしても、ちょっと私、気になっていたのは、事務局は非常にあの場所で特に、事務局長は議長の横にいらっしゃいますけれども、特に太田係長の場合はミキサ室みたいな形でそこでずっとやらんなわけですから。これはもう本当に大変だろうという思いがあるのでできるだけ今は、いつかはそらやらんなというのは分かりますけれども、できるだけ簡略化したいなという思いが私、強くございましたので、今、ご本人、やれるというふうにおっしゃいましたので、やっていきたいというふ

うに思います。それじゃ。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） テレビ放映をこれ、本会議はやって、委員会は。

○委員長（松本健治） 委員会は、今は。

○委員（谷口重和） できないの。

○委員長（松本健治） カメラがないので。

○委員（谷口重和） そうですか。そっちないの。

○委員長（松本健治） 本会議場は、そこへ、発言したらスポット向くようになるんです。

全てやっぱり費用、経費のかかる内容ですから、一つやれば一つなんぼになって、こ
うどんどん乗っていきますから。今回、ああいう状況の中で選択しながら調整したとい
うことです。

それじゃ、以上、その他、9月定例会について、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 次に、一般質問でございますけれども、受付は明日9月1日火曜
日8時半から2日の5時というふうになってございます。抽選につきましては、2日水
曜日の午前9時に行いたいと思います。これの抽選の仕方は従来と一緒ですよ。これ
はなかなか原始的といえれば原始的な。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 抽選する場所はどこで。今まで控室は全員入れましたけれど
も。

○委員長（松本健治） ここで、委員会室で行いたいと思います。

内容については従来のものを使いたいということでございます。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） これ、さっき一般質問のまだ質問者の人数も分かってへんのに、こ
れ11日の再開日、追加の話出てたけど、これ、11日もうこれ確定ですか、再開日は。

○委員長（松本健治） いや、確定ではございませんけれども、動きにより、今回はある
程度そういうことになるんじゃないかなということだったと思いますけれども。

（「仮になかったらどうなるのか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それは通常のもので判断して。抽選はそやけどあれやね。

（「追加提案を10日に提案するのか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） その後で。それは可能でしょうか。そういう場合、もし11日じ
ゃなくて10日。

（「10日について可能かどうか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。それじゃ、よろしく申し上げます。

○副町長（山下康之） ちょっといいですか。3日に入札しますので、すみません。

（「日程、今、決めないと」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 日程というのは、言うているように、あれやね。

（「ちょっと休憩してもいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） ちょっと休憩します。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時47分

○委員長（松本健治） それでは、再開いたします。

一応、この件については、内容についてはこの申し上げた9月1日、それから9月2日に受付を行い、抽選につきましてはこちらの委員会室で行う。この内容でいきたいと思えます。

ちょっと、この内容まで確認をしておく必要はないと思えますが、含めて今度は7日の9時半の議運につきまして、2議案追加提案もございますので、もし何かありましたらそこで改めて議案の内容、項目に入れたいというふうに思えます。

それから、追加日程でございます。

先程申し上げましたが、当初日程に予定しておりませんでした、新庁舎建設調査検討特別委員会を17日再開日散会後に開催予定とさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思えます。

また、7日の、さっき、ここでもまた出てきますけれども、議会運営委員会を7日の開会日午前9時半から開催予定といたしますので、よろしくお願ひします。

また、今後の予定でございます、閉会日前日の9月30日水曜日でございます。午前10時から議会運営委員会を予定をしておりますので、よろしくお願ひします。

以上、定例会についてはこれで終了したいと思えます。

次、日程第2、その他でございます。

何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。

それでは、これもちまして、第3回定例会の議会運営委員会を閉会といたしたいと思えます。

どうも皆さん、誠にご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前11時49分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治